

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年2月20日（平成29年（行情）諮問第59号）

答申日：平成29年4月19日（平成29年度（行情）答申第20号）

事件名：法務省刑事局の通達と最高検察庁の通達の使い分けの基準が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「法務省刑事局の通達と最高検察庁の通達の使い分けの基準が分かる文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月16日付け法務省刑総第38号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

法務省刑事局（以下「刑事局」という。）の通達及び最高検察庁（以下「最高検」という。）の通達は、その取扱い対象が相当程度、重複している以上、使い分けの基準を定めた文書が存在するはずであるといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の対象となる決定について

本件諮問は、法3条の規定に基づき、平成28年12月15日付けでなされた行政文書開示請求に対し、処分庁が行った法9条2項の規定に基づく不開示決定（原処分）を対象とするものである。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁が行った原処分の取消しを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

処分庁は本件開示請求を受け、刑事局内の関係部署において現に保有している行政文書を探索したが、本件対象文書を保有している事実は確認できなかった。

本件審査請求を受けて、再度、刑事局内の書庫、事務室及び電子情報として保存されている文書を探索したが、本件対象文書に該当する文書は見当たらなかった。

4 結論

以上のとおり、処分庁が本件対象文書を保有していないことを理由に、法9条2項の規定に基づき、不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月22日 審議
- ④ 同年4月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「法務省刑事局の通達と最高検察庁の通達の使い分けの基準が分かる文書（最新版）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして、不開示とする原処分を行ったが、審査請求人は、刑事局の通達及び最高検の通達は、その取扱い対象が相当程度、重複している以上、使い分けの基準を定めた文書が存在するはずであるとして、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 刑事局と最高検の所掌事務は、法務省設置法及び法務省組織令並びに検察庁法等により、それぞれ定められているところ、各機関の違いを端的に示すと、最高検を含む検察庁は、検察官が行う、個々の刑事事件に関する捜査、公訴の提起・遂行や、裁判の執行の監督などの検察事務を統括し、他方、刑事局は、検察に関しては、法務大臣が検察事務に関して一般的に行う指揮監督についてこれを補佐し、検察庁の組織の整備、各種事務規程の制定等の事務を行っている。

イ このように異なる事務を行っている各機関の通達を使い分けるような場面は通常想定できず、本件開示請求の請求趣旨に該当すると思われる行政文書は存在しないと考えられたが、念のため、原処分時に、刑事局内の刑事課等、最高検の所掌事務と関係のあるような部署にお

いて、本件対象文書の探索をした結果、保有を確認できなかったため、不存在による不開示決定を行ったものである。

その後、審査請求を受けて、探索範囲を刑事局全体に広げ、書庫、事務室及び電子情報として保存されている文書を改めて探索したが、該当する文書は確認できなかった。

- (2) そこで検討すると、諮問庁が上記(1)で説明するとおり、刑事局及び最高検の所掌事務は、法務省設置法等の各法令において、各機関ごとに定められていて、それぞれ異なっていると認められる。他方、通達とは、各行政機関の所掌事務について示達をするために発出されるもの(国家行政組織法14条2項)であることを勘案すると、異なる事務を行っている刑事局と最高検のそれぞれの事務の通達について、その使い分けをしなければならないような場面は通常想定できないと考えられる。
- (3) また、諮問庁の本件対象文書の探索の範囲及び方法については、上記(1)イのとおりであり、特段の問題があるとは認められない。
- (4) その外、審査請求人からも本件対象文書の存在をうかがわせる特段の事情は示されていないことから、法務省において、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は首肯でき、不開示とした原処分は妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史